

北 広 島 市

行財政構造改革・実行計画

平成 17 年 10 月

## 目 次

1	行財政構造改革・実行計画の策定にあたって	1
2	市政を取り巻く環境変化	1
3	改革の必要性	2
4	「行財政構造改革大綱」の基本目標	2
5	実行計画の実施期間	3
6	実行計画の進行管理	3
7	長期財政推計	4
8	財政改善の目標	6
9	具体的な改革事項	7

## 1 行財政構造改革・実行計画の策定にあたって

これまで市では、平成 8(1996)年度に「行政改革大綱」を策定し、時代に即応した施策展開や行政運営などを目標として、改革に継続して取り組んできました。また、平成 13(2001)年度には「地方分権時代における行政改革の推進方策」を定め、「市民主体の個性的で総合的な行政システムの構築」を目指して改革を進めてきました。

しかし、行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立った新たな行財政運営を行うため、平成 15(2003)年度から新たな行財政構造改革の検討を開始し、平成 17(2005)年 3 月に民間有識者による行財政構造改革委員会から提言を受け、同年 5 月に行財政構造改革大綱を策定しました。行財政構造改革・実行計画は、この大綱に基づいて具体的な改革の取組事項を明らかにしたものです。

## 2 市政を取り巻く環境変化

### (1) 少子高齢化の急速な進行

我が国では、他の先進国に例を見ないスピードで少子高齢化が進行する一方、今後は、税を負担する層が減少し、公共サービスのニーズや対象者が増加しています。本市も例外ではなく、少子高齢化が進行することにより、保健、医療、福祉、介護、生涯学習等の行政需要が増大し、財政のやりくりは厳しさを増すものと考えられます。

### (2) 低成長経済の定着と財政構造の悪化

近年、日本経済はバブル崩壊後の景気の長期低迷から脱却できず、雇用、所得、個人消費などを取り巻く環境が著しく悪化したことにより、国や地方自治体の税収が落ち込んできました。

本市においては、主な収入である市税と地方交付税が、人口増加、市街地の拡大、住宅の建設などにより順調に伸びてきましたが、長引く景気低迷や国の減税政策などにより、平成 11(1999)年度をピークに減少してきています。

また、支出については、扶助費(生活保護、医療費扶助、教育扶助などの費用)や公債費(公共施設の整備などのために借りた資金の返済費用)などの義務的経費が、平成 12(2000)年度以降着実に増加してきています。

こうした諸情勢を踏まえて推計した本市の財政収支の見通しによると、もし仮に行財政構造改革を行わずに財政運営を続けていけば、今後の財政収支に大幅な不足額が見込まれる状況となっています。(「7 長期財政推計」を参照)

### (3) 地方分権の進展

平成 12(2000)年 4 月に、いわゆる「地方分権推進一括法」が施行され、自治体は自らの責任において地域の課題に取り組む時代となりました。中央集権から地方分権へと制度が動いたことで、これからの自治体は、住民の意見を生かして、自らの判断で計画をつくり、その地域の特性にあった独自の行政を推進していくこととなります。

本市では、今後さらに地域ごとの細やかな施策や地域の自主性を生かした施策を展開するために、「市民が行政活動に参加するための制度」や「公益活動団体との協働の仕組み」が必要となってきました。

市民と行政がパートナーとして、事務事業などを共通の目線で見直し、市民と行政の役割分担を明らかにしていかなければなりません。

## 3 改革の必要性

このような中であっても、地方自治体を取り巻く環境は刻々と変化し、財源対策、少子高齢化対策、経済・雇用対策など新たな課題が次々と発生しています。

厳しい行財政環境にある今を、市民と行政の新しい関係を築くチャンスととらえ、行政と市民が英知と実行力を結集し、活力あるまちづくりを進めなければなりません。このたびの行財政構造改革は、「単なる経費節減」や「事務手続きの簡素化」といった枠を超え、行政への市民参加、公益活動団体との協働、政策評価と情報公開など、行政運営システムを構造的に改革することを目指しています。

市は、社会経済情勢の変化に弾力的な対応ができるよう体質を強化しながら、市民参加型の地方分権社会を作り上げるため、市民に開かれた主体的な行政運営を目標として行財政構造改革を推進していきます。

## 4 「行財政構造改革大綱」の基本目標

行財政構造改革は、次の 4 項目を基本目標として、行財政システム全般についての改革・改善を推進します。

### (1) 政策評価の推進

成果を重視する行政運営への転換、情報公開による政策の透明性と説明責任の確保、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図るため、政策評価を推進し、計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Action) という行政運営サイクルの確立を目指します。評価結果は、施策や事業の改善や選択等に活用し、市民に公表していきます。

## (2) 市民参加・協働の推進

市民が行政に参加する制度や公益活動団体との協働の基本方針などを市民とともに策定し、市民との協働社会の実現に向けて、各種の方策を実施します。また、その前提として、行政情報を分かりやすく積極的に市民に提供することにより、市民と行政との情報の共有を促進します。

## (3) 健全な財政運営の推進

市民生活に必要な行政サービスの水準を確保していくためには、財政の健全性を維持することが重要です。このため、市民負担の公平性も視野に入れて財源確保の方策を総合的に実施していきます。また、より効率的な行財政運営を図るため、コスト意識に基づいた民間経営の改革手法や発想の活用方策を導入していきます。

## (4) 行政運営システムの改革の推進

市民とともにまちづくりを進めるため、従来の行政運営システムを根本的に見直す必要があります。効率的で質の高い行政サービスの提供や、簡素で効率的な行政組織、職員数の適正化、地方分権時代の行政課題に的確に対応できる市職員の育成などについて改革を進めます。

# 5 実行計画の実施期間

実行計画は平成 17 (2005) 年度から平成 26 (2014) 年度までの 10 年間を実施期間としていますが、平成 17 (2005) 年度から平成 21 (2009) 年度までを前期 5 年とし、その中で具体的な改革を集中的に実施していきます。

# 6 実行計画の進行管理

個別の改革項目ごとに毎年度進行状況を把握して、実施する上での課題を早期に解決するとともに、改革の進行状況を市民に公表していきます。

また、社会・経済状況の変化、国や道の制度改正等により、改革項目の見直しを行う必要が生じた場合には、項目の追加や変更などを行いながら、改革を実行していきます。

## 7 長期財政推計

これまでも支出削減の取組みは継続的に行い、効率的な財政運営を目指してきました。しかし、今後福祉経費や、介護保険、医療の負担は、これまで以上に増加していくことが予想されることから、このたび長期的な視点で財政収支の推計を行いました。

この推計では、税財政制度が現行のまま推移すると仮定して、下記に示した条件で試算を行ったところ、5ページの表のような結果になり、平成26(2014)年度までの財源不足額としておよそ83億円が見込まれる状況となっています。

しかし近年、地方税財政制度は大きな変革の時期にあることから、制度改正の都度財政推計を見直していきます。

### 長期財政推計の条件

長期財政推計は、現行制度を基本とし、過去の収支実績などを考慮して行っています。

#### 1 三位一体の改革について

国からの補助金は、平成17年度予算を基本としています。

税源移譲は、現段階で試算できないため現行の所得譲与税(経過措置)を基本としています。

地方交付税は、平成18年度までは現行水準が維持されるものと想定しています。(ただし、臨時財政対策債は減少)

#### 2 税制改正について

配偶者特別控除の廃止、妻の均等割課税、高齢者控除廃止、年金控除廃止を考慮しています。

#### 3 経済成長率(名目)等

平成17年度以降1%を見込んでいます。

物価変動は見込んでいません。

#### 4 人件費について

現行の定員適正化計画に基づいて18、19年度の2年間で13人削減し、20年度以降の職員数は19年度と同数と仮定して推計しています。

平成20年度以降、退職者数と同数の職員を採用すると仮定し、退職者と新人職員の給与の差額分の人件費が減少するものとして推計しています。

# 長期財政推計 (平成17年度～平成26年度)

(前期5カ年)

(単位 百万円)

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源	
市税	6,804	6,804	6,768	6,768	6,924	6,924	6,992	6,992	6,997	6,997
地方譲与税等交付金	1,691	1,691	1,694	1,694	1,688	1,688	1,686	1,686	1,690	1,690
地方交付税(臨財含む)	4,137	4,137	3,988	3,988	3,719	3,719	3,468	3,468	3,234	3,234
国庫支出金・道支出金	3,065	0	2,656	0	2,601	0	2,544	0	2,507	0
地方債(臨財除く)	1,633	80	871	71	868	68	866	66	863	63
通常債	1,553	0	800	0	800	0	800	0	800	0
臨時財政対策債 交付税										
減税補てん債	80	80	71	71	68	68	66	66	63	63
臨財含む地方債発行額	2,282		1,371		1,343		1,317		1,291	
その他	1,538	244	864	41	864	41	863	41	861	41
収入合計	18,868	12,956	16,841	12,562	16,664	12,440	16,419	12,253	16,152	12,025

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	一般財源所要額		一般財源所要額		一般財源所要額		一般財源所要額		一般財源所要額	
人件費	4,922	4,694	4,861	4,642	4,834	4,616	4,819	4,601	4,781	4,565
扶助費	2,508	878	2,643	905	2,700	930	2,749	953	2,803	976
公債費	2,399	2,093	2,273	2,199	2,342	2,268	2,374	2,300	2,376	2,304
小計(義務的経費)	9,829	7,665	9,777	7,745	9,876	7,814	9,942	7,854	9,960	7,845
普通建設事業費	3,271	501	2,052	630	1,840	500	1,754	500	1,684	500
繰出金	2,033	1,832	2,016	1,826	2,052	1,861	2,062	1,869	2,075	1,879
その他	3,735	2,958	3,640	3,005	3,633	3,002	3,638	3,007	3,645	3,013
支出合計	18,868	12,956	17,485	13,206	17,401	13,177	17,396	13,230	17,364	13,237

一般財源不足額	0	644	737	977	1,212
---------	---	-----	-----	-----	-------

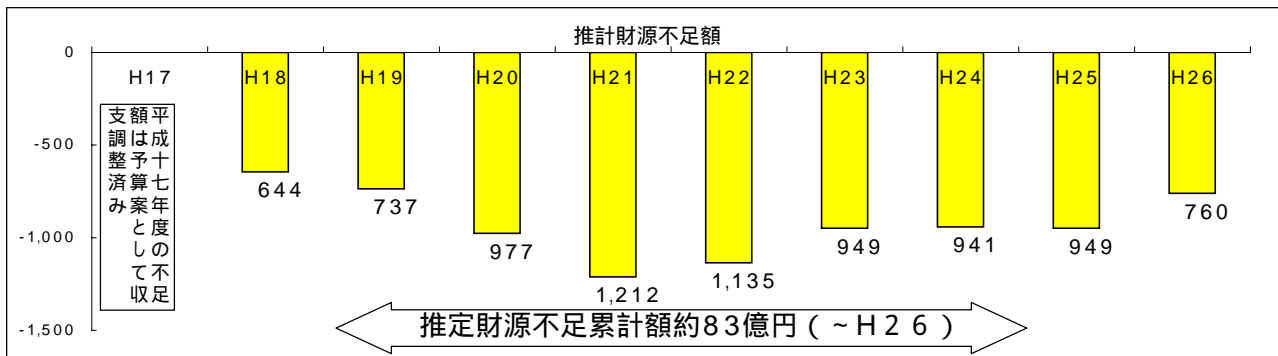
(後期5カ年)

(単位 百万円)

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源	
市税	7,048	7,048	7,102	7,102	7,060	7,060	7,117	7,117	7,171	7,171
地方譲与税等交付金	1,696	1,696	1,710	1,710	1,715	1,715	1,720	1,720	1,726	1,726
地方交付税(臨財含む)	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234
国庫支出金・道支出金	2,536	0	2,560	0	2,577	0	2,595	0	2,632	0
地方債(臨財除く)	863	63	863	63	863	63	863	63	863	63
通常債	800	0	800	0	800	0	800	0	800	0
臨時財政対策債 交付税										
減税補てん債	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
臨財含む地方債発行額	1,291		1,291		1,291		1,291		1,291	
その他	859	41	859	41	859	41	858	41	857	41
収入合計	16,236	12,082	16,328	12,150	16,308	12,113	16,387	12,175	16,483	12,235

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	一般財源所要額		一般財源所要額		一般財源所要額		一般財源所要額		一般財源所要額	
人件費	4,769	4,553	4,661	4,450	4,563	4,355	4,587	4,378	4,408	4,207
扶助費	2,857	998	2,906	1,019	2,965	1,037	3,013	1,053	3,071	1,069
公債費	2,315	2,248	2,281	2,218	2,277	2,214	2,266	2,203	2,239	2,176
小計(義務的経費)	9,941	7,799	9,848	7,686	9,805	7,606	9,866	7,634	9,718	7,452
普通建設事業費	1,684	500	1,684	500	1,687	500	1,682	500	1,682	500
繰出金	2,091	1,895	2,079	1,880	2,101	1,902	2,135	1,933	2,176	1,972
その他	3,655	3,023	3,666	3,033	3,656	3,046	3,653	3,057	3,667	3,071
支出合計	17,371	13,217	17,277	13,099	17,249	13,054	17,336	13,124	17,243	12,995

一般財源不足額	1,135	949	941	949	760
---------	-------	-----	-----	-----	-----

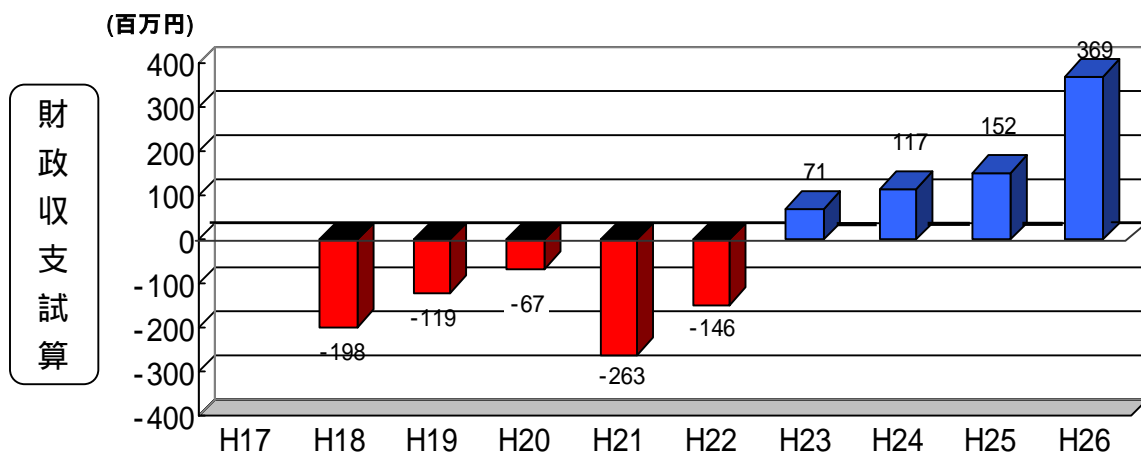


## 8 財政改善の目標

平成 26 年度までの長期財政推計で見込まれる約 83 億円の財源不足額を解消し、財政の均衡を保つためには、行財政構造改革の取組みを着実に実施する必要があります。

この実行計画を実施することによる平成 26 年度までの財政効果の目標は、「支出削減」で約 30 億円、「収入増加」で約 20 億円を見込み、また、毎年 2 億円の施策の重点化による支出の見直しと予算執行段階でも儉約に努めることで、83 億円の財源不足の解消が図られます。

平成 26 年度までの財政収支試算												
(単位 百万円)												
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	
財源不足額(A)	0	644	737	977	1,212	1,135	949	941	949	760	8,304	
改革改善の効果	支出削減	0	62	128	299	336	375	405	442	483	510	3,040
	負担金・補助金の見直し	0	17	14	72	72	72	72	72	72	72	535
	事業の見直し等	0	8	27	32	37	37	37	37	37	37	289
	職員数・給与の見直し	0	76	163	292	325	358	388	427	466	494	2,989
	民間活力導入に要する費用	0	39	76	97	98	92	92	94	92	93	773
	受益者負担等の見直し	0	34	140	261	263	264	265	266	268	269	2,030
	小計(B) (+)	0	96	268	560	599	639	670	708	751	779	5,070
	施策の重点化等(C)	0	350	350	350	350	350	350	350	350	350	3,150
対策後収支額(B+C-A)	0	198	119	67	263	146	71	117	152	369	84	





## 9 具体的な改革事項

### 基本目標1 政策評価の推進

#### 1 - (1) 政策評価 の実施

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
1	事務事業 評価の充実	評価結果を予算編成や施策方針に活用するとともに、市民に分かりやすい形で積極的に評価結果を公表する。					→	行財政改革担当
2	施策 評価の導入	事務事業の選択や重点化を図るため、施策を構成する事務事業の優先度を明らかにする施策評価を導入する。					→	行財政改革担当
3	外部評価の導入	評価の客観性や信頼性を確保するため、市民等による外部評価制度を導入する。					→	行財政改革担当
4	公共施設評価の導入	事務事業評価を補完するため、分野別の評価として公共施設評価を導入する。					→	行財政改革担当

### 基本目標2 市民参加・協働の推進

#### 2 - (1) 市民参加の推進

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
5	市民参加条例等の策定	市民が市政運営の様々な分野に参加することを制度化するため、新たに設置する市民委員会を中心として、広く意見を求めながら、市民と協働で条例等を策定する。		○			→	企画調整課
6	市民意識調査の実施	市民主役の行政を実践するため、市の施策について満足度、重要度などを定期的に調査する。					→	企画調整課
7	ミニ市場公募債 の導入	市民密着型の施設を建設する際などに、市民参加型のミニ市場公募債を導入する。					→	財政課
8	市民電子会議室 の設置	行政への市民参加を促進するため、市のホームページ上に電子会議室を設置する。					→	情報推進課

## 2 - (2) 情報の共有化

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
9	行政情報の積極的公表	報道機関への定期的な情報提供など様々なメディアや手法を活用し、行政情報を積極的に公表する。				拡大		まちづくり推進課
10	ホームページの充実	市民への情報提供を進めるため、市役所の担当部局ごとのホームページ掲載、更新を進め充実を図る。						情報推進課
11	市民要望、よくある質問などの公表	過去に寄せられた要望や質問とそれに対する回答をデータベース化し、ホームページなどで公表する。				拡大		まちづくり推進課
12	予算編成過程の情報の公表	市の予算編成過程の情報を公表する。						財政課
13	会議録等の迅速な公表	音声入力ソフトを導入することにより会議録等を迅速に作成し、積極的に公表する。						情報推進課

## 2 - (3) 協働の推進

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
14	公益活動団体との協働の指針策定	地域社会と密着した活動を行う公益活動団体や市民との協働を推進するため、新たに設置する(仮称)協働推進懇談会を中心として、広く意見を求めながら、市民と協働で指針を策定する。						男女平等参画等担当
15	公益活動団体の活動の場の確保	公益活動団体の活動を支援するため、継続的な活動の場を確保する。						男女平等参画等担当
16	公益活動団体への業務委託の推進	専門性、先見性をもって活動する団体を支援するとともに、市民サービスを向上するために、市の業務の公益活動団体への委託を推進する。						男女平等参画等担当
17	公共施設の里親制度の導入	市民や町内会、企業、学校などが、公園、道路、河川等を養子にみだてて、愛情と責任をもって清掃美化する制度(アダプトプログラム)を導入する。	○					企画調整課
18	災害時における市民との協働体制の強化	自主防災組織の設立を促進し、体制を強化することにより、災害時における市民との協働体制を強化する。						防災・防衛担当

## 基本目標3 健全な財政運営の推進

### 3 - (1) 補助金の見直し

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
19	補助金の終期の設定	すべての補助金について、補助期間を原則3年間とする。				→		財政課
20	補助金廃止の検討	事務事業評価において「廃止検討」となった別表1の補助金について、廃止に向けて関係団体との協議等を進める。	別表1のとおり					
21	運営費補助 から事業費補助 への切替え	補助金の使途の透明化を図るため、別表2の補助金について、原則として運営費補助から事業費補助への切り替えを進める。	別表2のとおり					
22	補助団体への事務局の移管	団体の組織育成の観点から、補助団体の事務局を行政部局は担わないこととし、別表3の補助金について関係団体との協議を進める。	別表3のとおり					
23	公募型補助金 制度の導入	市民の公益公共部門への積極的な参加を支援するため、公募による補助金の制度を導入する。				→		財政課
24	補助金の審査機関の設置	公募型補助金 も含めて補助金を審査するため、市民による補助金の審査機関を設置する。				→		財政課
25	補助金の審査方法等の確立	補助金の統一的な審査方法、基準を確立するとともに、補助金執行後のチェック体制を強化する。				→		財政課
26	福祉施設整備支援事業の見直し	福祉施設の整備に対する補助のあり方を見直し、方針を明確化する。				→		福祉課

### 3 - (2) 負担金等の見直し

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
27	各種協議会等への加入の見直し	市が加入している各種協議会や団体などについて、脱会も視野に入れて加入意義を再検討するとともに、一部事務組合 も含めて負担金 の減額を要望していく。				→		各担当課
28	し尿処理業務の見直し	道央地区環境衛生組合に対して、組合業務の見直しや事務の効率化、負担の軽減などを図るよう構成団体として要望していくとともに、し尿処理のあり方について抜本的な見直しを提起する。						環境課

### 3 - (3) 受益者負担の見直し

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
29	無料施設の有料化	利用料が無料となっている公共施設について、管理コストや利用実態等の検証により利用者負担のあり方を見直し、有料施設への転換を行う。					→	総務課
30	有料施設の使用料見直し	公共施設の管理コストや利用実態等の検証により利用者負担のあり方を見直し、適正な使用料への改定を行う。					→	総務課
31	家庭ごみの減量化・有料化	家庭系廃棄物の処理について、市民への情報提供を積極的に行いながら、徹底したごみの分別などにより減量化を進めるとともに有料化を実施する。					→	環境課
32	手数料の見直し	各種手数料のコスト等の状況を検証し、適正料金への見直しを行う。					→	総務課
33	受講料・参加料の見直し	各種スポーツ教室等の受講料などについて受益者負担の見直しを行う。					→	体育課 総合体育館
34	学童クラブ運営事業の見直し	利用者負担のあり方を検討し、受益者負担を導入する。					→	児童家庭課
35	機能訓練教室事業の見直し	機能訓練教室事業の送迎費用の一部に、自己負担の制度を導入する。					→	健康管理課
36	下水道管理図面頒布費用の見直し	地図情報の図面印刷サービスに係る経費について頒布費用の見直しを行う。					→	下水道課
37	学校開放事業の見直し	学校開放は市民に開かれた学校として利用が定着している。今後は、人件費や維持管理費の面から受益者負担と運営システムについて見直しを行う。					→	体育課
38	三市交流事業の見直し	札幌市厚別区、江別市、北広島市の三市交流を市民主導の交流事業に育て、参加者負担の検討を行う。					→	まちづくり推進課

### 3 - (4) 財源確保の取組み

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
39	市税の徴収体制の強化	夜間や休日の電話催告の強化実施、管理職を含めた徴収業務支援体制の強化、滞納管理システムの導入などにより、未納者への早期対応を行う体制をとる。					→	納税課
40	市税の納付方法の拡大	コンビニエンスストアでの収納取扱いを含め、口座振替の促進や収納方法の拡大を進める。				拡大	→	納税課
41	悪質滞納者への対応の強化	行政サービスの制限等を盛り込む悪質滞納者に対する特別措置条例等について検討する。						納税課
42	悪質滞納者への対応の強化	財産差押え等の執行強化など、滞納者に対する対応を強化する。					→	納税課

43	公共物等への有料広告の掲載	自主財源を確保するため、市の印刷物や公共施設への有料広告の掲載基準を策定し、収入増加を図る。						拡大	契約課
44	法定外税導入の検討	新たな行政課題への対応や市独自の施策を展開するための財源確保策として、法定外目的税 など新税の導入を検討する。							税務課
45	未利用市有地の処分	未利用市有地の処分等を計画的に実施する。また、地域のまちづくりを促進するため、土地利用の提案を募集し、土地を賃貸するなどの方策を検討する。						拡大	契約課

### 3 - (5) 財政の健全性の維持

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課	
			17	18	19	20	21		
46	中長期財政推計の実施	5年から10年程度の期間を見据えた財政推計を実施し健全な財政運営を行う。						→	財政課
47	PFI 導入指針に基づく運用	民間資金やノウハウを活用し、公共施設の設計、建設、維持管理、施設運営などを一体で行うPFIの導入指針に基づき具体的な運用を行う。						→	契約課
48	建設事業コストの縮減	建設事業コスト縮減行動計画に基づき、毎年行動項目を見直しなが、各種コストを縮減する。						→	審査検査担当
49	公共施設ストック計画の作成	今後の修繕・更新計画の基礎資料とするため、市が所有または管理する施設の種類、耐用年数、更新年度等を明らかにした公共施設ストック計画の作成に着手する。						→	審査検査担当

## 基本目標4 行政運営システムの改革の推進

### 4 - (1) 行政サービスの向上と電子自治体の構築

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課	
			17	18	19	20	21		
50	ワンストップサービスの実施	転入・転居などの際に国民健康保険や老人保健、介護保険などの届けを一箇所で可能とする窓口と、住民票や税証明など需要の多い各種証明の窓口を集約するワンストップサービスを実施する。						→	市民課
51	窓口業務時間の延長	フレックスタイム勤務制度などを活用し、窓口業務時間を延長する。						→	行財政改革担当
52	職員の接遇の向上	窓口等における職員の対応は市民満足度を高める上で重要であることから、全職員の意識改革を図る接遇研修等を実施し、接遇を向上する。						→	総務課
53	窓口の案内人の配置	窓口業務の繁忙期等に、申請書の記載方法の説明などをする案内人を配置する。						→	市民課

54	住民記録情報システム運用管理事業の見直し	住民記録情報システムと各課が所管するシステム（税、国民年金、老人医療等）との連携を図るため、機器の更新計画に合わせ改善する。							情報推進課
55	出張所における住民記録情報（所得情報）の活用の拡大	出張所で「所得要件や課税要件を把握して受付する業務」に迅速に対応するため、所得情報の利用範囲を整理し、住民記録情報システムの活用を拡大する。							市民課
56	文書管理・電子決裁システムの構築	市の意思決定を迅速化し、情報公開等への迅速な対応を可能にするため、文書管理・電子決裁システムを構築する。							情報推進課
57	電子入札・契約システムの構築	入札に伴う資格申請書から、入札、受注者との契約までの業務を効率化するため、インターネットを活用した電子入札・契約システムを構築する。							契約課

#### 4 - (2) 民間活力の導入など

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
58	秘書業務の見直し	随行のあり方を見直すとともに、秘書業務を専門とする人材派遣等について検討する。						秘書課
59	市営駐車場運営事業の見直し	東駐車場の利用促進のため、料金体系を見直す。また東西駐車場において指定管理者制度を活用する。						土木事務所
60	職員研修業務の委託	効果的で効率的な職員研修とするため、外部委託等を促進する。						総務課
61	庁内LAN システム管理の委託	庁内LANシステム管理のうち現在直営業務の委託を実施する。						情報推進課
62	給食センター業務の委託拡大	給食センターのボイラー業務の委託を行う。						給食センター
63	水道開閉栓業務委託事業の見直し	現在の水道開閉栓業務委託の業務内容に、職員が対応している漏水等の異常水量に対する現地調査業務等を新規に加えるなど委託業務範囲を拡大する。						業務課
64	土木維持管理業務の委託	土木維持管理の委託業務の統合化や現行直営業務の委託化を進める。						土木事務所
65	芸術文化発表支援事業の見直し	市民文化活動の展示会の運搬等の支援をしているが、今後は、市民主導の自立した活動へと移行していく。						社会教育課
66	脳障がい者等の地域交流会事業の見直し	公益活動団体が主催できる可能性があり、実施主体を見直す。						健康管理課
67	広報紙作成の委託等	広報きたひろしまの作成発行業務を民間委託又は市民協働型により実施する。						まちづくり推進課
68	公園・緑地、パークゴルフ場への指定管理者制度活用	公園・緑地、パークゴルフ場の管理において指定管理者制度を活用する。						都市整備課
69	総合体育館の委託等	総合体育館業務の委託拡大又は指定管理者制度の活用により、施設の管理運営やスポーツ教室などの事業を委託等の手法で実施する。						総合体育館

70	上下水道料金収納業務委託事業の見直し	上下水道料金収納の委託料について、歩合制の課題も含めて内容を見直す。					→	業務課
71	各種スポーツ教室開催事業の見直し	市民ニーズを的確に把握し、事業の実施主体を各種市民団体等へ移管する。					→	体育課
72	児童センター管理運営の委託等	児童センターの管理運営業務の委託又は指定管理者制度の活用を行う。					→ 拡大	児童家庭課
73	市立保育園の民営化	市の基幹となる保育園を残しながら市立保育園の民営化を進めることとし、当面平成19年度に4園のうち1園の民営化を行う。					→ 拡大	児童家庭課
74	市営住宅管理の委託等	市営住宅と併設の駐車場管理業務の委託化又は指定管理者制度の活用を行う。					→ 拡大	建築課
75	学童クラブ運営方法の見直し	市民の参加・協働による自主的、弾力的な学童クラブの運営を目指し、委託化を含め運営方法を見直す。					→	児童家庭課
76	土木積算・施工管理業務の委託	土木積算や土木施工管理業務の外部委託を実施する。					→	土木課
77	下水処理センター管理の委託等	下水処理センター管理業務の包括業務委託を行う。					→	下水処理センター
78	図書館業務の委託の拡大	図書館業務について外部委託を拡大する。					→	図書館
79	フレンドリーセンター運営事業の充実	より多くの方が参加できるよう事業内容を見直すとともに、運営委員会による自主運営へと移管する。					→	社会教育課
80	芸術文化ホール管理等の委託等	芸術文化ホール管理等の委託業務の拡大又は指定管理者制度の活用を行う。					→	芸術文化ホール
81	消防業務の領域の見直し	現在市長部局で行っている業務の一部を消防において担当することを検討する。						消防本部 総務課
82	消火栓維持業務等の委託の検討	消防業務を全般的に検証し、消火栓維持業務など外部委託可能な業務を検討する。						消防本部 総務課
83	消防の本部業務の広域化の検討	消防の本部業務（事務、通信、指令）について広域化の検討を行う。						消防本部 総務課
84	水道業務の広域化の検討	石狩東部広域水道企業団（北広島・江別・千歳・恵庭・北海道・長幌上水道企業団で構成）から現在用水を購入しているが、末端給水も含めて企業団が広域的に処理する方策を検討する。						業務課

#### 4 - (3) 簡素で効率的な行政組織

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
85	行政組織の改編	「簡素で効率的」「分かりやすい」「政策形成、施策実現可能」という視点で見直しを行い、行政組織の改編を実施する。						総務課
86	契約事務の一元化	水道部業務課の工事に関する契約事務を、契約課に事務委託し効率化を図る。						契約課
87	給排水設備の完了検査の統合	業務課の給水設備、下水道課の排水設備の完了検査を統合する。						業務課

#### 4 - (4) 職員数の適正管理、人事・給与制度の見直し

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
88	職員数の削減	平成18年度に定員適正化計画を見直し、業務の民間委託や民営化、行政組織のスリム化等を推進することにより、現在523人の職員数を今後10年間で15%（80人程度）削減する。						総務課
89	給与制度の見直し	大幅な改革が見込まれる国と地方の公務員制度の内容を考慮し、本市の職員給与制度の見直しを実施する。						総務課
90	特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当の必要性等を検証し、見直しを行う。						総務課
91	時間外勤務の縮減	職員の適正配置、業務の一層の効率化を図り、時間外勤務縮減の取組を強化する。						総務課
92	民間企業等経験者の採用	今後の職員の年齢構成を考慮しながら、豊富な知識を身につけた民間企業等経験者の採用を行う。						総務課
93	任期付職員採用制度の導入	専門的な行政課題や一定期間に終了する業務に対応するため、任期付職員採用制度を導入する。						総務課

#### 4 - (5) 人材育成の推進

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
94	人材育成の充実	人材育成基本方針を改訂し、市職員の能力と個性を最大限に生かす人材の確保、開発、活用、評価の導入など人材育成を充実する。						総務課
95	目標管理手法 や人事考課制度 の導入	目標管理手法や人事考課制度を導入し、職員の能力を最大限に発揮できる仕組みをつくる。						総務課
96	職員の人材活用の促進	育成型ジョブローテーション や複線型人事制度 を導入し、職員の適性を見極めながら人材を活用するとともに、専任職や専門職を養成する仕組みを構築する。						総務課
97	職員の政策形成能力の向上	研修の充実などにより、職員の政策形成能力と説明責任意識をさらに向上させていく。						総務課



#### 4 - (6) 各種業務等の改善

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
98	総合調整機能の強化	市の政策や重要事項の決定に際し、的確なトップマネジメントの補佐と庁内の情報共有化による円滑な行政運営方法を強化する。						企画調整課
99	歴史資料等の保存	保存年限を超えた行政文書のうち将来歴史資料となりうるものを整理保存する方法を確立する。						情報推進課
100	補助金手続きの簡略化	定額補助に関する事務や実績報告書の提出方法など、補助金の手続きを簡略化する。						財政課
101	小・中学校の適正配置等	教育環境の充実のため小・中学校の適正配置を検討するとともに、平成20年度に小学校の通学区域見直しを実施する。						教育施策推進担当
102	コンプライアンス体制の充実	行政の透明性をより高め、市民から信頼される市役所をつくるため、内部通報制度を含めた市のコンプライアンス（法令遵守）体制を充実する。					拡大	総務課
103	生涯学習振興会の組織づくり	生涯学習や地域づくり活動等を振興するため、これらに関連する団体等のネットワークにより（仮称）生涯学習振興会を組織化する。今後、段階的に各地区で振興会が組織化された後、全市的な振興会を設立する。						社会教育課

#### 4 - (7) 事務事業評価結果による見直し

実施 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
104	交通傷害保険事業の廃止	加入者の減少や民間保険の充実など社会情勢の変化により、一定の役割を終えたと判断し事業を廃止する。						市民生活課
105	高齢者祝福事業の廃止	高齢者に対する一律現金給付を段階的に廃止する。（18年度に喜寿、19年度に米寿、20年度に百歳）						福祉課
106	福祉タクシー助成事業の見直し	障がい者の外出支援方法を選択性にし、自動車燃料助成導入を検討する。						福祉課
107	救急医療啓発普及事業の見直し	事業内容の見直しを行い、救急医療に関する啓発の効果を高める。						健康管理課
108	在宅当番医制度の見直し	受診状況等に応じた制度へ見直しを行う。						健康管理課
109	学校施設開放事業の利用促進	学校施設開放事業の利用促進のため、積極的に情報提供を行い、開放校の拡大について検討する。					拡大	管理課
110	監査事務の見直し	行政事務の執行に関する監査など監査機能の強化を図り、監査に関する情報を市のホームページ等で分かりやすく公表する。						監査委員事務局

【別表1】 20 補助金廃止の検討

番号	名 称	廃止の理由	実施予定年度			担当課
			17	18	19	
1	暴力追放運動推進団体補助金	市民による暴力追放運動が定着しており、補助金の目的を達成している。				市民生活課
2	納税貯蓄組合連合会補助金	口座振替納付の普及や個人情報保護など、補助制度開始当時とは異なる納税環境にあり、補助金の目的を達成している。				納税課
3	納税貯蓄組合補助金	口座振替納付の普及や個人情報保護など、補助制度開始当時とは異なる納税環境にあり、補助金の目的を達成している。				納税課
4	母子寡婦ニレの会補助金	会員の固定化が進んでおり、補助団体の活動が市内全体の母子家庭に波及していないため、補助金の効果がない。				児童家庭課

【別表2】 21 運営費補助から事業費補助への切替え

番号	名 称	内 容	実施予定年度			担当課
			17	18	19	
1	北広島市職員福利厚生会交付金	この15項目の補助金・交付金については、補助金の使途の透明性や適正な執行を図るため、運営費補助を事業費補助へと切り替える。	○			総務課
2	生活学校補助金					市民生活課
3	防犯活動団体補助金					市民生活課
4	北広島市衛生団体連合会補助金					市民生活課
5	老人クラブ運営費補助金			○		福祉課
6	北広島市身体障がい者福祉協会補助金			○		福祉課
7	北広島市障がい児・者を持つ親の会補助金			○		福祉課
8	北広島市聴力障がい者協会補助金			○		福祉課
9	小規模事業指導推進費補助金					商業労働課
10	消防団運営費補助金					消 防
11	小中学校校長会補助金					管理課
12	小中学校教頭会補助金					管理課
13	北広島市教育研究会補助金					管理課
14	青少年健全育成連絡協議会補助金					青少年課
15	北広島市PTA連合会補助金					青少年課

【別表3】 22 補助団体への事務局の移管

番号	名 称	内 容	実施予定年度			担当課
			17	18	19	
1	北広島市衛生団体連合会補助金	この6項目の補助金・交付金を受けている団体では、自ら事務局を担わずに市や教育委員会が事務局を担っている。今後、各団体と協議を進め、団体の自立を促しながら、事務局の移管を進める。				市民生活課
2	北広島市観光協会補助金					商業労働課
3	輪厚川と親しむ会交付金					都市整備課
4	消防団運営費補助金					消 防
5	芸術文化ホール運営委員会交付金					芸術文化ホール
6	図書館フィールドネット交付金					図書館

# 用語解説

## P.7

### 政策評価

一般的には、地方自治体などが実施する政策や施策、事務事業について、その成果や進行状況を把握し、実施結果を評価することによって、現在の政策などの見直し、新たな政策などの企画立案に活かす制度のこと。

### 事務事業、施策

政策体系は、政策を頂点とする政策、施策、事務事業からなるピラミッド構造になっており、それぞれは目的と手段の関係からなっている。政策は北広島市総合計画の「節」に相当するもので、施策は政策を実現するための取り組み方針であり、事務事業は施策の目的を達成するための具体的な方法・手段となっている。

### ミニ市場公募債

市が行う大きな公共事業には一時的に多額のお金がかかるため、市では借金である市債を発行して資金を調達している。住民参加型ミニ市場公募債は、販売地域を限定し使い道を明らかにして地域の皆さんから資金を調達するものである。市債を購入することで市民の皆さんに市政に関心を持ってもらうとともに、まちづくりに参画してもらうことができる。

### 電子会議室

インターネットのホームページ上に設置した電子掲示板などを使って意見や情報を交換する仕組みのこと。時間や場所にとらわれずに参加できることから、市民意見を聴取したり、市民参加を促進する目的で設置する地方自治体が増えている。

## P.8

### 公益活動団体

市民などが主体となった、営利を目的とせず公益的課題の解決を目的とする自立的な団体をいう。市では、社会的使命のための活動を行う、NPO、市民活動団体、公益法人、公益的団体などを含めて幅広く考えている。

## P.9

### 運営費補助

補助を受ける団体等の経常的な維持・運営のための経費に対する補助。

### 事業費補助

補助を受ける団体等が行う個々の公益的な事業のための経費に対する補助。

#### 公募型補助金

福祉、環境、文化など様々な分野で活動している市民団体に、自由な発想で市のまちづくりに役立つ公益的な事業を企画提案していただくことを意図した補助金のこと。時代の変化に対応した必要性の高い事業を選択できるとともに、まちづくりに関する市民の参加意欲を高め、新たな市民活動を促進するなどの効果を期待できる。

#### 一部事務組合

市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立される組合のこと。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだほうが効率的である、などの理由で設立されるもので、ごみ・し尿処理、消防、広域圏振興など様々な分野で設立されている。

#### 負担金

市町村の事務を共同処理するために設立した一部事務組合に対して構成自治体が一定の割合で負担する費用、及び市が加入している各種団体に対する会費などの費用のこと。

### P.11

#### 法定外目的税

平成12年4月1日施行の地方分権一括法による地方税法改正で創設されたもので、地方税法に定められていない税目を、特定の使用目的や事業の経費とするために地方自治体が条例を定めて設ける税のこと。

#### P F I

公共施設の設計、建設、維持管理、施設の運営を民間資金やそのノウハウを活用し整備する手法。公共団体は契約期間内に平準化してその費用を支払う。

#### 公共施設ストック計画

公共施設の計画的で適切な維持管理や、効果的な予防保全を通して長寿命化を図るとともに、今後の財政負担の軽減や公共施設の機能向上を目的として策定する計画。

### P.12

#### 指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の改正によりできた新しい制度で、それまで公社や町内会、農協、社会福祉協議会などの公共的団体等に限られていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになった。

#### 庁内LAN

地方公共団体などの庁内統合情報通信網のこと。LAN(Local Area Network の略)とは、庁舎内などに設置されたコンピュータを接続してデータをやり取りしたり、プリンタなどの機器を共有できるようにするネットワークシステムで、電子メール機能やファイルの共有機能など、多面的な要素が一つのネットワークで統合運用されるもの。

### 公益活動団体

市民などが主体となった、営利を目的とせず公益的課題の解決を目的とする自立的な団体をいう。市では、社会的使命のための活動を行う、NPO、市民活動団体、公益法人、公益的団体などを含めて幅広く考えている。

## P.13

### 指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の改正によりできた新しい制度で、それまで公社や町内会、農協、社会福祉協議会などの公共的団体等に限られていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになった。

## P.14

### 任期付職員採用制度

地方分権の進展に伴う地方行政の高度化・専門化に対応するため、公務部内では得られにくい専門的な知識経験を有する人材を期間を限って採用できる法律上の制度。その後の法改正で、専門的知識経験を有する者の任期付採用に加え、次の場合の任期付採用も可能になった。

- 一定期間内に業務終了が見込まれる場合
- 一定期間に限り業務量増加が見込まれる場合

### 目標管理手法

年度当初に、上司との話し合いにより、職場目標を踏まえた業務の推進目標を設定し、その目標に向かって自己統制によって職務を遂行し、年度末に目標の達成状況の自己評価を行うとともに、上司が評価を行うもの。

### 人事考課制度

職員がどのような能力を身に付け、それを職務の中でどのように発揮したのか、課題解決への貢献度、達成度はどうであったかなどを評価し、人材育成につなげる制度のこと。

### ジョブローテーション

職員に各分野の業務をバランス良く経験させるように、計画的、定期的に職務の異動を行うこと。

### 複線型人事制度

従来の総合職を基本とした人事制度を見直し、職員の適性と能力に応じて総合職のみならず、専任職としても活用する人事制度のこと。